



津市で収集しないもの

家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン(本体・ディスプレイ)のほか、以下の処理困難物は収集していませんので、集積所には出さないください。

主な処理困難物



自動車・オートバイのタイヤ



バッテリー



オイル・塗料・灯油



農薬・劇薬



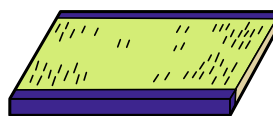
ガスボンベ



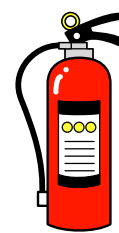
オイルヒーター



石こうボード・断熱材



畳(ユニット畳を含む)



消火器

処理については、購入した販売店や専門の処理業者に相談してください。

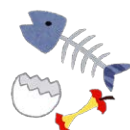


ごみ一時集積所の新設・変更・廃止

自治会が管理するごみ一時集積所を新設、変更(移動・移設)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課、各総合支所地域振興課にありますのでお問い合わせください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX237-0079 各総合支所地域振興課



ごみ一時集積所の補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置・改修工事などに対し補助金を交付します。

補助金額

新規設置工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり1万円以上のものに限る)

改修等工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり5万円以上のものに限る)

※新規設置工事、改修等工事ともに補助額の上限は15万円

※改修等工事は、前回の補助対象工事から3年以上経過していること

申請方法 工事着工(集積庫や資材の購入を含む)の前日までに申請を済ませておく必要があるため、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の申請書に記入し、必要な書類を添えて提出してください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX237-0079 各総合支所地域振興課